

鳥獣被害を防止する取組を支援します

～ 鳥獣被害防止総合対策交付金 ～

～ 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策 ～

実施主体

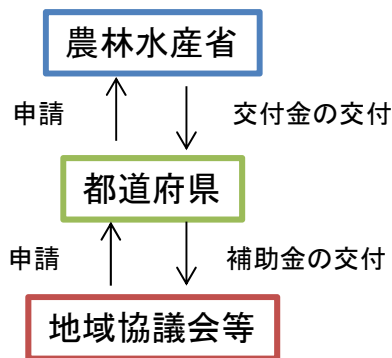
- 市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成する地域協議会
 - ※ 施設整備を行う場合、地域協議会の構成員である市町村やJA等が単独で実施主体になれます。
 - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員であるJA等が単独で実施主体になれます。

事業要件

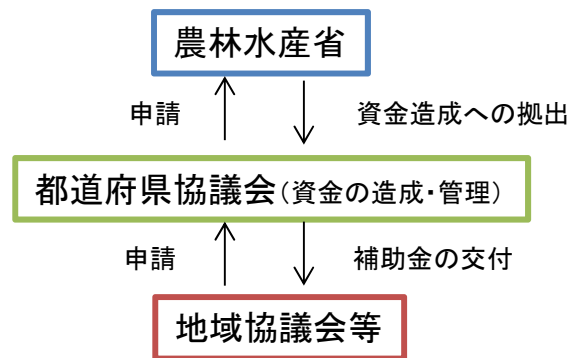
- 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を作成している市町村であることが必要です。

事業の流れ

【鳥獣被害防止総合対策交付金】



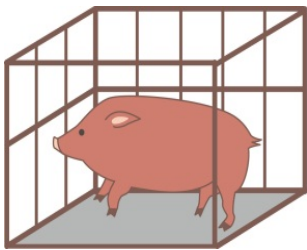
【鳥獣被害防止緊急捕獲等対策】



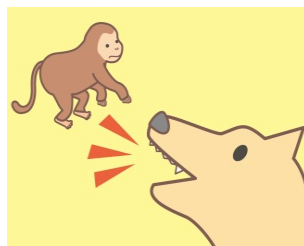
支援内容

1. 地域ぐるみの様々な鳥獣被害対策を支援します。

オリやワナ、ICTセンサー
など捕獲機材の導入



モンキードック
の導入



緩衝帯の
整備



捕獲技術など
の研修



補助率 1/2以内等※

※ 鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、JA等民間団体の取組(200万円まで)や、広域での取組(220万円まで)は**定額での支援が受けられる場合がありますので、お問い合わせください。**

2. より多くの捕獲を行う活動を支援します

- ・ 捕獲活動にかかる費用
- ・ 処理にかかる費用



獣種	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカ(幼獣は除く)	8,000
その他の獣類	1,000
鳥類	200

補助率

定額

(頭数に応じた捕獲活動経費や処理費用)

3. 被害防止関連施設の整備を支援します

侵入防止柵の整備



ワイヤーメッシュ柵



電気柵



多獣種対応型柵

(新設整備や、既存施設の延長・かさ上げなど)

食肉処理加工施設や 焼却施設の整備



捕獲技術高度化施設 (射撃場)の整備



補助率

1/2以内等

(侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分を定額補助します)

詳細については、生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室(☎03-3591-4958)までご連絡ください